

県土整備部における土木設計業務委託条件明示ガイドライン

1 目的

県土整備部で実施する土木設計業務委託（以下「設計業務」という。）について、詳細設計業務の発注時において必要な設計条件等を受注者へ確実に明示し、委託成果品及び公共工事の更なる品質向上を図るものである。

2 用語の定義

ア 予備設計

対象構造物の形式決定にあたり、構造物計画地点の地形・地質・環境等諸条件を踏まえ、経済性・施工性・景観・環境等について総合的に検討を行い、形式を決定するもの。

イ 詳細設計

既に決定されている形式について設計計算等を行い、施工に必要な図書を作成するもの。

3 基本的な考え方

- (1) 本ガイドラインは、発注者が詳細設計業務発注及び工事発注時に、設計内容・設計条件・現場条件を確認し、受注者に対して業務の履行や施工に必要な条件等が明示できているかを確認するツールとして活用するものとする。
- (2) 予備設計の受注者は「条件明示チェックシート」を作成し、成果品として納品する。なお、発注者は予備設計受注者に「条件明示チェックシート」を作成させる場合には、予備設計業務の設計図書（特記仕様書等）に明示するものとする。
- (3) 発注者は「条件明示チェックシート」において、詳細設計業務の履行に必要な設計条件等を明確にするものとする。また、詳細設計業務発注時に提示すべき設計条件については「条件明示チェックシート」から抜粋して設計図書（特記仕様書等）に明示し、業務着手時（契約後）に受注者に提示するものとする。
- (4) 発注者は、詳細設計業務着手時までに明示できない条件については、条件の決定に際して必要な検討事項、条件確定の時期等を整理し、詳細設計の受注者に情報提供を図ることにより、円滑に業務を実施するものとする。
- (5) 詳細設計の受注者は、業務着手時（契約後）に発注者から提示された「条件明示チェックシート」を更新し、成果品として納品する。発注者は納品された「条件明示チェックシート」を参考に、工事発注時の条件明示をするものとする。

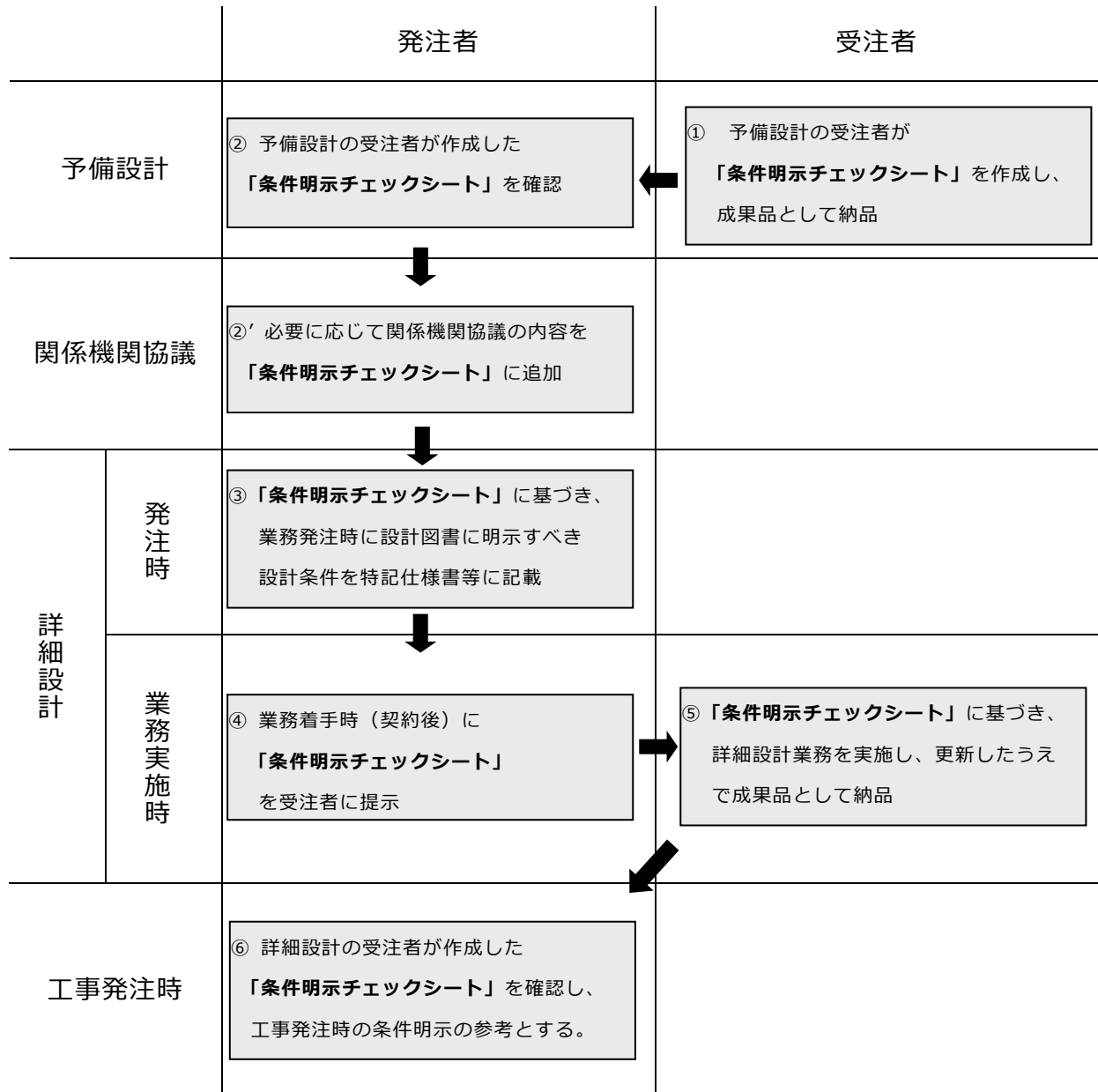
4 対象業務

道路設計（平面交差点設計含む）、橋梁設計、護岸設計、樋門・樋管設計業務

※「設計業務委託検討会」等、各種検討会の対象業務については、条件明示チェックシートを添えて検討会に諮るものとする。ただし、業務完了前に検討会に諮る場合は、検討段階の条件明示チェックシートで差し支えない。

5 使用方法

(1) 運用の流れ



(2) 作業手順

発注者が、詳細設計業務及び工事発注時に明示すべき条件に漏れないかどうかを条件明示チェックシートにより確認する。

作業の手順は以下のとおりとする。

- ① **【受注者対象】** 予備設計の受注者は、設計図書（数量総括表、特記仕様書等）に作成が必要である旨が記載されている場合には、条件明示チェックシートを記入・整理し、予備設計報告書に添付し、成果品として納品する。

（記入・整理方法）

- i. 業務内容から判断して該当対象項目を抽出し、「対象項目」欄に○、×を記載する。なお、対象項目から外す場合及び追加項目が生じた場合においては、適宜受発注者で協議をする。
- ii. 設計条件が確定されているかを確認し、「確認状況」欄に○、×、△を記載したうえで確認日を記入する。また、必要に応じて「確認資料」欄に資料の名称、頁数等を記入する。

なお、「確認状況」欄に△、×を記入した項目については、「備考」欄に状況等を可能な限り詳細に記載する。

- ② **【発注者対象】** 予備設計の受注者が記入した「条件明示チェックシート」の内容を確認し、記入漏れ箇所や設計の目的、主旨、基本事項、関係機関協議などが決定した項目や発注者保有の情報等について追加、更新記入する。
- ③ **【発注者対象】** 「条件明示チェックシート」に基づき、詳細設計業務発注時において、提示可能な設計条件を発注関係図書（特記仕様書等）に明示する。
- ④ **【発注者対象】** 詳細設計業務着手時（契約後）に「条件明示チェックシート」を受注者に提示する。
- ⑤ **【受注者対象】** 発注者から提示された「条件明示チェックシート」を基に詳細設計業務を実施し、内容を更新（追加・修正含む）したうえで成果品として納品する。
- ⑥ **【発注者対象】** 詳細設計業務受注者が更新した「条件明示チェックシート」を確認し、工事発注時に必要となる条件等について発注関係図書（特記仕様書等）に明示する。

6 特記仕様書への記載

対象業務については、以下「特記仕様書の記載例」を参考に、条件明示チェックシートを作成することを特記仕様書に明記する。

（特記仕様書の記載例）

「条件明示チェックシートの作成」

受注者は、「県土整備部における土木設計業務委託条件明示ガイドライン」に基づく、「条件明示チェックシート」を作成するものとする。